

社会福祉法人さつき会

カトレアンホーム・菜の花苑居宅介護支援事業所

のご案内(重要事項説明)

0438-63-1682

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

<居宅介護支援(ケアマネジメント)とは>

- ・介護支援専門員(ケアマネジャー)による居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- ・居宅サービス計画の実施状況や利用者の状況変化の確認と評価
- ・居宅サービス計画の変更や、関係機関との連絡調整
- ・サービス利用に関する情報提供や紹介などをいたします

<運営の方針>

1. 事業所は、ご利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
2. ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮して行います。
又、地域共生の観点から障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進し、特定相談支援事業者との連携に努めます。
3. ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場にたってご利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立なケアマネジメントの確保として、ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事や、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であること等説明を行います。また ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、前6か月前に当事業所の作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合を別紙のとおり説明をさせていただきます。
4. 地域包括ケアシステムの深化・推進の観点から医療と介護の連携を強化する為にご利用者が医療系サービスを希望している場合等は、同意を得て意見を求めた主治の医師に対してケアプランを交付いたします。又、事業所から伝達された状況やケアマネジャー自身が把握した状態等について、主治の医師、歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行います。
※入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供して頂きますようご依頼いたします。

<令和 7 年 7 月 1日>

<事業者について>

名 称	社会福祉法人さつき会 カトレアンホーム・菜の花苑 居宅介護支援事業所	指 定 番 号	千葉県知事指定第1273400034号
住 所	〒299-0243 袖ヶ浦市蔵波2713-1		
電 話	0438-63-1682	F A X	0438-63-2161
営 業 日 営 業 時 間	月曜日から土曜日（日曜日・12月31日～1月3日は休業） 午前8:30～午後5:30まで ※ 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により 24時間常時連絡可能な体制となっております。		
通常 の 事業地域	木更津市、袖ヶ浦市、市原市		

<職員体制>

	職員数	備考
管理者(主任介護支援専門員)	常勤1名(兼務可)	
介護支援専門員	常勤1名以上	介護保険法に定められた人員配置基準を遵守

<法人の紹介>

社会福祉法人さつき会 理事長 矢田高裕

・施設サービス事業

特別養護老人ホーム つつじ苑	富津市上飯野1426番地の3	0439-87-6101
特別養護老人ホーム 袖ヶ浦菜の花苑	袖ヶ浦市神納4181番地の20	0438-62-6151
介護老人保健施設 カトレアンホーム	袖ヶ浦市蔵波2713番1	0438-63-1021

・在宅サービス事業

在宅介護支援センター	居宅介護支援事業	通所サービス事業
短期入所事業	訪問介護事業	

ケアマネジャー ＜担当の介護支援専門員＞

氏名 _____

＜利用料＞

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(1) 介護保険制度から給付される利用料(居宅支援費) (月額)

要介護1・2 10,860円 要介護3・4・5 14,110円

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったもののご利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、サービス担当者会議等の必要なケアマネジメント業務等が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同様に取り扱うことが適当と認められる場合は居宅支援の基本報酬の算定をさせていただきます。

特定事業所加算(Ⅰ) 利用者1名につき 5,190円

特定事業所加算(Ⅱ) 利用者1名につき 4,210円

特定事業所加算(Ⅲ) 利用者1名につき 3,230円

特定事業所加算(A) 利用者1名につき 1,140円

・基準を満たすことで算定

介護保険制度から給付される加算料(該当する方のみ)

初回加算 3,000円 ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

入院時情報連携加算Ⅰ 2,500円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,000円

退院・退所加算(カンファレンス参加 無) 4,500円

退院・退所加算(カンファレンス参加 有) 6,000円

通院時情報連携加算 500円 特定事業所医療介護連携加算 1,250円

その他の各種加算は、介護保険法に定められた基準額を遵守

※上記合計金額に地域単価1.070を乗じた額が月の利用料となります。

※保険料の延滞等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、

1ヶ月につき上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

※上記の料金は介護保険法令等関係諸法令により変動する場合があります。

(2) 交通費

通常の事業地域の方は、交通費のご負担はありません。

それ以外の地域の方の場合は、お伺いするのに必要な交通費の実費をいただきます。

※通常の事業地域以外から片道1km 100円、1km増すごとに50円、上限1500円

(3) 解約について

・当事業所の適切な運営を妨げる行為及び社会通念を逸脱する行為(ハラスメント行為)により、事業所と利用者(家族)が健全な信頼関係を築くことができないと判断された場合は、契約を解除させていただくことがあります。

・契約後、居宅サービス計画の作成段階中で解約した場合、実費を申し受けることがあります。

・保険者(区市町村)への居宅サービス計画届出が終了後に解約した場合、料金は一切かかりません。

<相談・苦情の窓口>

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 介護支援専門員 西山 朋子
- 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
- 電話番号 0438-63-1682

さつき会ご利用者相談窓口(袖ヶ浦菜の花苑内)	0438-62-7740
袖ヶ浦市役所 介護保険課	0438-62-3158
千葉県運営適正化委員会	043-246-0294
千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7428

<居宅支援提供にともなう事故対応>

利用者に対する居宅支援提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、必要な賠償を行います。但し利用者側に故意または過失ある場合には、事業者の損害賠償責任が免除または軽減される場合があります。

<虐待防止に関する事項>

高齢者の人権の擁護・虐待の防止等のため必要な措置を講じさせていただきます。

事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等へ通報する義務を有しております。

- 虐待防止に関する責任者 介護支援専門員 西山 朋子

<緊急時の対応>

利用者の病状の急変、その他の緊急事態が確認された時は、家族へ連絡の上、適切な対応を講じ、必要に応じて主治医または医療機関に連絡を取る等の対応をさせていただきます。家族への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じさせていただきます。

<感染症の予防及びまん延防止のための措置>

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、従業員に対する研修の実施を行ないます。

<業務継続計画の策定>

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 袖ヶ浦市蔵波2713-1

名称 社会福祉法人さつき会

カトレアンホーム・菜の花苑居宅介護支援事業所 印

説明者 氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 氏名

印

(代理人) 氏名

印 続柄()

